

## 役員及び委員の旅費・交通費・宿泊費に関する申合わせ

1. この申合わせは、本会理事会、各種委員会等活動のために、役員及び委員に対して支払う旅費・交通費・宿泊費について取り決めたものである。
2. 旅費・交通費を算出するうえでの経路（以下、交通区間という）は、本人の申告によるが、原則として以下の取り決めに準拠するものとする。
  - ② 交通区間は、原則として会議等開催地から居住地若しくは勤務地までのいずれか近い距離とする。
  - ③ 交通区間及び利用する交通機関は、原則として通常用いられる最も経済的な方法による。
3. 会議等開催地までの交通費の支給区分
  - ① 実費が 1,000 円未満 1,000 円
  - ② " 1,000 円以上 1,500 円未満 1,500 円
  - ③ " 1,500 円以上 2,000 円未満 2,000 円
  - ④ " 2,000 円以上 2,500 円未満 2,500 円
  - ⑤ " 2,500 円以上 3,000 円未満 3,000 円
  - ⑥ " 3,000 円以上 3,500 円未満 3,500 円
  - ⑦ " 3,500 円以上 4,000 円未満 4,000 円
4. 会議等開催地までの旅費の支給

片道 100km 以上の地区からの場合は旅費とし、所定運賃及び特急料金（新幹線料金を含む）を支給する。

  - ② 新幹線料金は当該区間内の普通車最上位のものとする。
5. 会議等開催地までの航空料金の支給

片道 1,000km 以上の場合、若しくは特急等を利用しても 5 時間以上（最短乗り継ぎ時間を含む）を要する場合は、往復航空料金（実費）を支給する。
6. 雑費の支給
  4. 及び 5. に該当する場合には、往復旅費又は往復航空料金の雑費 2,300 円を加算して支給する。
  - ② 本学会の会議等が 2 日以上連続して開催され、第 7 条の宿泊費を支給するときは、2 日目以降の会議参加 1 回について 3. ① の金額を支給する。
7. 宿泊費の支給

原則として、次の場合は宿泊費を支給することができる。但し、宿泊費は国家公務員等の旅費に関する法律（別表第一、九級以上の職務にある者の甲地方）に準ずる。

  - ① 片道 100km 以上の場合で、会議等終了後帰宅が困難な場合。
  - ② 片道 100km 以上の場合で、会議開始時刻までの到着が困難な場合。
  - ③ 本学会の主催する会議等が 2 日間以上連続して開催されるとき。
8. 100km 以上の列車、航空機、宿泊利用の場合、指定乗車券・搭乗券・宿泊券等を事務局で購入して支給することができる。

本申合わせは、1988 年 4 月 1 日より施行し、不都合がある場合には直ちに修正するものとする。

1988 年 3 月 22 日理事会承認

2000 年 2 月 18 日理事会、2004 年 6 月 18 日、2005 年 9 月 22 日理事会一部改正